

■資料提供先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

「太田川水系水利用協議会 渇水対応タイムライン」 の運用を開始します！

～太田川水系の各機関が連携し渇水に対する備えを強化～

太田川水系水利用協議会（以下「協議会」という。）では、渇水への備えとして「太田川水系水利用協議会渇水対応タイムライン（以下「タイムライン」という。）」の策定に取り組み、令和6年6月20日までに各機関から合意が得られたため「令和6年6月21日より運用を開始」することになりました。

このタイムラインは、河川管理者・ダム管理者・発電事業者・水道事業者・工業用水道事業者・農業系利水者の各機関が「温井ダム・王泊ダム・樽床ダム・立岩ダムの合計貯水量」の状況に応じて渇水への備えとそのタイミングをあらかじめ決め、太田川水系で渇水が発生した際に、いち早く柔軟に対応することを目的としています。

タイムラインでは、太田川水系の各機関の水利用の実態を踏まえ、各機関が取り得る対策を決めており（※）、実際の渇水調整や具体的な対応は協議会を経て決定します。

※太田川水系の4ダム（温井ダム、王泊ダム、樽床ダム、立岩ダム）の合計貯水量に応じて自主節水や取水制限を検討するタイミングなどをあらかじめ決めていきます。

これにより、危機的な渇水が発生した際にも、各機関が事前に定められた対策を実施することで、被害を最小限にとどめることが可能と考えています。



太田川
シンボルマーク

問い合わせ先

太田川水系水利用協議会事務局

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所

電話 082-222-9247（占用調整課）

【担当】

副所長 河内 俊雄（こうち としお）

占用調整課長 秦 晃久（はた あきひさ）

保全対策官 高橋 晃治（たかはし こうじ）

太田川水系水利用協議会 渇水対応タイムライン

中電3ダム貯水量(率)	温井ダム貯水量	土師ダム貯水量	高瀬堰流入量	渇水の状況	調整の目安	河川管理者 ダム管理者	発電事業者	水道および工業用水事業者		農業系利水者		
								管理者としての立場	利水者としての立場	管理者としての立場	利水者としての立場	
2,300万m ³ 以上	高瀬堰への補給を実施していない	700万m ³ 以上 分水量制限なし	30m ³ /s以上	渇水発生前	平時 1週間程度	▼中電3ダム 2,300万m ³ ▼土師ダム 700万m ³ ▼高瀬堰流入量 30m ³ /s 渇水状況調査体制設置 ※情報交換会開催について	適正な河川管理 ◆河川環境の確認 事前行動:情報発信 ◆ダム水位および河川水位の情報発信	適正な施設管理 ◆送配水施設の点検 ◆設備等の水回りの整備点検 事前行動:情報発信 ◆気象情報の収集	平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の点検 ◆設備等の水回りの整備、点検 事前行動:情報発信 ◆気象情報、ダム貯水率など	事前行動:情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の点検 ◆気象情報、ダム貯水率など	平時からの適正な施設処理 ◆取水・送配水施設の点検 平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の点検 ◆気象情報、ダム貯水率など	平時からの適正な施設管理 ◆取水・送配水施設の点検 事前行動:情報収集 ◆気象情報、ダム貯水率に注意 ◆自主節水等について検討
温井ダム補給時 あるいは 4ダム合計貯水量 3,900万m ³ (40%) ～ 2,300万m ³ (24%)		600万m ³	24m ³ /s以下	自主節水期	20日程度	▼4ダム合計貯水量 3,900万m ³ を下回る ▼土師ダム 600万m ³ を下回る ▼温井ダム補給開始時 24m ³ /sを下回る 上記条件に当てはまる恐れがある場合 情報交換会開催 ※今後の予想、渇水協議会開催について ▼(温井ダム+中電3ダム)の 合計貯水量が2,300万m ³ を下回る 恐れがある場合 渇水調整協議会開催(第1回) ※取水制限実施について協議 上水5%、工水10%、農水10%	適正な河川管理 ◆河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(温井ダムからの放流分の河川回し、到達時差調整のための発電放流量等) ◆渇水情報交換会の招集、開催 ◆計画取水量等の把握 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆ダムからの放流管理(見合い放流措置) ◆渇水調整会議の招集・開催 情報発信 ◆ダム水位及び河川水位の情報発信 ◆渇水状況広報、記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆渇水時の河川義務放流を遵守する 情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆情報交換会の参加	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 自治体情報の確認 ◆受水団体への情報提供(必要に応じて)	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆情報交換会への参加(適宜)	情報確認・住民への発信 ◆情報交換会への参加 ◆住民への節水呼びかけ ◆渇水に備えた体制整備(適宜)	自治体情報の確認・対策検討 ◆自主節水強化の検討 ◆情報交換会への参加(適宜)
2,300万m ³ (24%) ～ 460万m ³ (5%)		分水量制限あり	19m ³ /s以下	渇水調整期	2ヶ月程度	▼(温井ダム+中電3ダム)の 合計貯水量が1,840万m ³ を下回る 恐れがある場合 渇水調整協議会開催(第2回) ※取水制限強化について協議 上水10%、工水20%、農水20% ▼(温井ダム+中電3ダム)の 合計貯水量が1,380万m ³ を下回る 恐れがある場合 渇水調整協議会開催(第3回) ※取水制限強化について協議 上水15%、工水30%、農水30% ▼(温井ダム+中電3ダム)の 合計貯水量が920万m ³ を下回る 恐れがある場合 渇水調整協議会開催(第4回) ※取水制限強化について協議 上水20%、工水40%、農水40%	適正な河川管理・情報発信 ◆適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(発電放流量等) ◆渇水調整協議会の招集、開催 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報、記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 情報収集 ◆気象情報、流況などの情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 自治体情報の確認 ◆受水団体への情報提供(適宜)	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆水源の状況監視強化	渇水対策の推進 ◆住民への節水呼びかけ ・音声放送など ・被害情報の収集 ・節水呼びかけ等の強化 ・番水等の検討、実施依頼 ◆渇水調整協議会の参加 ◆渇水に備えた体制整備(準備)	◆農業用水<番水等反復利用> ・使用者への節水依頼 ・バルブ調節、ゲート調整 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)
460万m ³ (5%) ～ 0万m ³ (0%)		分水量制限あり	19m ³ /s以下	異常渇水期	2ヶ月	▼(温井ダム+中電3ダム)の 合計貯水量が460万m ³ を下回る 恐れがある場合 渇水調整協議会開催(第5回) ※取水制限強化について協議 上水25%、工水50%、農水50%	適正な河川管理・情報発信 ◆適正な利水補給、河川環境の確認、流況の把握 ◆発電事業者との調整(発電放流量等) ◆デッドウォーター等水源確保検討 ◆渇水調整協議会の招集、開催 ◆HPIに渇水情報の掲載 ◆渇水状況広報、記者発表	適正な施設管理 ◆河川・ダム管理者との調整 ◆河川・ダムへ応援放流 発電ダムの下限水位以下の容量利用可能性 情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 自治体情報の確認・対策 ◆受水団体との渇水調整会議 ◆受水団体への給水制限要請 ◆受水団体間の水融通の調整	情報収集 ◆気象情報の収集 ◆ダム水位及び河川水位の監視 ◆取水地点の河川状況確認 ◆渇水調整協議会への参加(適宜) ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化	渇水対策の強化 ◆節水呼びかけ等の強化 ◆渇水調整協議会の参加	自治体情報の確認・対策 ◆自治体が発表する情報の確認頻度の強化
							情報収集 ◆気象情報、流況など情報収集 ◆渇水調整協議会の参加	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会の参加 ◆住民への節水呼びかけ(ホームページ等) ◆渇水に備えた体制整備	渇水対策の強化 ◆利水者間での水融通	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	渇水対策の強化 ◆渇水調整協議会への参加(適宜)	